

志賀商工会エリアにおけるシャッターアート事業

仕様書

1. 件名

シャッターアート作成運営及び観光コース企画による観光活性化業務委託

2. 履行場所

志賀商工会

〒811-0321 福岡市東区西戸崎 1 丁目 5-1 8 電話 092-603-0112 F A X 092-603-1305

3. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日（日）

4. 業務の内容

【業務の背景、目的】

志賀商工会エリア（西戸崎・志賀島）においては観光客の滞在時間が短時間であること、観光コースとなるポイントに不足感があることが以前より指摘されてきたところです。このような背景から令和 2 年度より、観光客に滞在、回遊していただくことを目的にシャッターアート製作事業を進めてきた経緯があります。令和 5 年度においても継続事業と捉え、今般実施するに至ったものです。

（1）対象エリア

対象エリアは、「志賀島」「西戸崎」周辺エリアとする。

（2）ターゲット

ターゲットは、日本人を中心とする旅客とするが、コロナウイルス拡散終息後に来訪が予想されるインバウンドにも対応することとする。

（3）シャッターアート事業業務委託に求める内容

- ① シャッターアート製作場所の選定及び所有者への折衝
- ② 製作に携わるアーティストの選定及び受託にかかる折衝
- ③ シャッターアート製作期間中の現地監督
- ④ 製作期間中に実施するイベント等の提案及びその実施
- ⑤ メディアへの情報発信
- ⑥ 担当官庁への届出
- ⑦ シャッターアートを含む観光ルートの開発及びその実施

（4）製作箇所数

対象エリア（志賀島・西戸崎）より 3 か所程度

（5）委託業務の報告

事業終了後 10 日以内に報告書（任意書式）を提出すること

（6）その他

- ・著作権や関係法令を遵守すること。
- ・その他疑義が生じた際は志賀商工会に遅滞なく報告し協議すること。